改正道路交通法が平成29年3月12日から施行されます。

~準中型免許制度の新設~

1 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満・最大積載量4.5トン未満の自動車を運転することができます。

受験資格は普通免許と同じ18歳以上で、普通免許を受けていなくても取得可能です。

- 2 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲について 改正前(平成19年6月2日~平成29年3月11日)に取得した普通免許は、改正後、車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転できる5トン限定準中型免許とみなされ、 改正前に運転できた自動車を引き続き運転することができます。
- 3 改正後の普通免許で運転できる自動車の範囲の縮小について 普通免許で運転できる自動車の車両総重量が5トン未満から3.5トン未満に、最大積載量が 3トン未満から2トン未満に引き下げられます。

